

池田温泉の お盆営業日のご案内

日頃は池田温泉をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
池田温泉本館・新館、道の駅池田温泉はお盆期間中、休まず営業します。
皆さんのお越しを心よりお待ちしております。

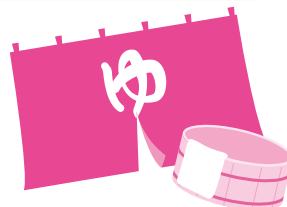
	8/10(月・祝)	8/11(火)	8/12(水)	8/13(木)	8/14(金)	8/15(土)	8/16(日)	8/17(月)
本館	10:00~							休館日
新館	10:00~						朝風呂 9:00~	10:00~
池田町 高齢者割引	×	○			×			○
池田町 広報無料券	×	○			×			○
福祉バス	町内巡回バス	運休	運行			運休		運行
	池野駅直通	休日便	平日便			休日便		平日便
	JR垂井駅直通	休日便	火・金便	平日便	火・金便	休日便		平日便
道の駅	10:00~17:00							

※福祉バスの時刻

1. 巡回バス
2. 池野駅直通バス「池野駅」発
3. 垂井駅直通バス「JR垂井駅北口」発

通常どおり

平日便→① 10:30、② 14:30
休日便→① 9:50、② 11:50、③ 13:50、④ 15:50
火・金便→① 11:10、② 15:10
休日便→① 10:55、② 14:50



未登記家屋の取り壊し、所有権 移転について

●家屋などを取り壊したときは

家屋や土地および償却資産に対する固定資産税は、毎年1月1日現在で課税されます。令和2年1月以降に未登記家屋の一部または全部を取り壊した場合、「建物取壊申請書」を提出してください。申請書および必要書類は役場税務課または、池田町のホームページにあります。また、年内に取り壊しを計画されている場合も役場税務課資産税係までご連絡ください。

未登記家屋の取り壊しについては確認が困難なため、届け出がないと取り壊しがわからず、翌年度も課税されることがありますのでご注意ください。

また、登記のある家屋を取り壊した場合でも、滅失登記が翌年にわたる場合には役場税務課資産税係までご連絡ください。

●未登記家屋を名義変更するときは

土地の所有権移転登記が済み、その土地にある未登記家屋の名義を変更するときや未登記家屋の名義人が死亡したとき、また、売買などにより未登記家屋の所有者が変わった場合などには「未登記家屋の課税台帳登録名義人変更届」を提出してください。変更届用紙および必要書類は役場税務課にあります。

ただし、登記がある家屋で、すでに法務局で滅失登記や所有権移転登記が済んでいる場合には、届け出をする必要はありません。

問い合わせ

税務課 ☎45・3111 (内線142)

今月の納税

町民税 第2期 8月31日(月)
国民健康保険税 第4期 8月31日(月)

★延長窓口サービス★

毎週水曜日は、午後7時まで税務課窓口業務を延長しています。
各種証明書の発行、町税の納付など、お気軽にご利用ください。

こころの相談

精神科医師による『こころの相談』です。

日時 8月27日(木)

午前10時~、午前10時30分~、午前11時~

場所 池田町保健センター

内容 自分の悩み(イライラする、不安がある)や家族のことで困っていること

相談料 無料

申し込み方法

予約制です。必ず事前にお電話で予約してください。

※相談には保健所職員が同席します。

問い合わせ 西濃保健所 健康増進課

保健予防係

☎0584・73・1111 (代)

(内線274)

※毎月第2木曜日(祝祭日を除く)に、西濃保健所でのこころの相談を行っています。(予約制)日時など詳細については、西濃保健所に問い合わせください。